

## 別表六（十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（その法人が同条第8項第3号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同項第2号に規定する他の事業年度において同条第4項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 「増減試験研究費割合の計算」、「試験研究費割合の計算」及び「税額控除割合の計算」の各欄は、その事業年度（通算子法人である措置法第42条の4第8項第3号の通算法人にあっては、その事業年度終了の日に終了するその通算法人に係る通算親法人の事業年度）が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載します。
- 3 「当期税額控除可能額19」は、その法人が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には「((13)と(18)のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表六(十)付表「24」、「27」又は「29」)」を消します。